

山形県告示第340号

山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第124条第1号に規定する建設工事の請負に係る競争入札の参加者の要件を次のとおり定め、昭和53年3月県告示第353号（建設工事の請負に係る指名競争入札の参加者の要件）は、廃止する。

平成6年4月1日

山形県知事 高橋和雄

- 1 建設工事（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事に限る。以下、同じ。）の請負に係る競争入札（一般競争入札又は指名競争入札をいう。以下、同じ。）の参加者の要件（以下「参加要件」という。）は、次の表の左欄に掲げる建設工事の種類ごとに同表の中欄に掲げる工事の設計金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）の区分に応じ、同表の右欄に掲げる等級に格付けされた者であることとする。

建設工事の種類	工事の設計金額	等級
土木一式工事	8,000万円以上	A
	3,000万円以上 8,000万円未満	A、 B
	1,000万円以上 3,000万円未満	B、 C
	1,000万円未満	C、 D
建築一式工事	1億5,000万円以上	A
	5,000万円以上 1億5,000万円未満	A、 B
	1,000万円以上 5,000万円未満	B、 C
	1,000万円未満	C、 D
電気工事及び管工事	6,000万円以上	A
	2,000万円以上 6,000万円未満	A、 B
	2,000万円未満	B、 C
舗装工事	3,000万円以上	A
	1,000万円以上 3,000万円未満	A、 B
	1,000万円未満	B、 C

2 建設工事に要する工法の特殊性、建設工事の完了の緊急性その他の事情により前項の規定によりがたい場合で特に必要があると認められるときは、同項に規定する参加要件のほか、次の表の左欄に掲げる建設工の種類ごとに同表の中欄に掲げる工事の設計金額の区分に応じ、同表の右欄に掲げる等級に格付けされた者であることを参加要件とする。

建設工の種類	工事の設計金額	等級
土木一式工事	8,000万円以上	B
	3,000万円以上 8,000万円未満	C
	1,000万円以上 3,000万円未満	A、 D
	1,000万円未満	B
建築一式工事	1億5,000万円以上	B
	5,000万円以上 1億5,000万円未満	C
	1,000万円以上 5,000万円未満	A、 D
	1,000万円未満	B
電気工事及び管工事	6,000万円以上	B
	2,000万円以上 6,000万円未満	C
	2,000万円未満	A
舗装工事	3,000万円以上	B
	1,000万円以上 3,000万円未満	C
	1,000万円未満	A

3 前2項に規定する等級の格付けは、いずれも次の各号に掲げる事項に関して審査して定めるものとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項に規定する経営事項審査の項目
- (2) 一般建設業の許可又は特定建設業の許可（建設業法によるものをいう。）の別、建設業に係る経歴、信用度及び安全度並びに事業の成績その他の知事が特に必要と認める事項

（最終改正：平成23年3月29日 告示第248号）